

総合評価落札方式における 社会課題への対応について

鈴木 希歩¹

¹中部地方整備局 企画部 技術管理課（〒460-0001 名古屋市中区三の丸2丁目5-1）

中部地方整備局では、平成17年度より品確法に基づく一般競争入札・総合評価落札方式による工事発注を順次拡大し、現在ではほぼ全ての工事発注に適用している。その適用にあたっては、「工事調達における総合評価落札方式の運用ガイドライン（中部地方整備局）」を定め、その時々々の社会情勢や総合評価落札方式の課題に対応し、必要な見直しを実施してきた。今回はその変遷及び、次期ガイドライン改定に向けた検討状況について報告する。

キーワード 総合評価落札方式, 不調不落, 社会情勢

1. はじめに

国、地方公共団体等は、社会資本を整備・維持する者として、公正さを確保しつつ良質なモノを適正な価格でタイムリーに調達し提供する責任を有している。公共工事は、国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有しており、その品質は、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

公共工事に関しては、従来、価格のみによる競争が中心であったが、厳しい財政事情の下、公共投資が減少する中で、その受注をめぐる競争が激化し著しい低価格による入札が急増するとともに、工事中の事故や粗雑工事の発生、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下に関する懸念が顕著となった。そのため、「公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」を基本理念とした「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）」が平成17年4月に施行された。

それを受け、中部地方整備局では、品確法の施行以降、価格と価格以外の品質等の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用を拡大させ、現在では、ほぼ全ての工事発注において適用している。その適用にあたっては、「工事調達における総合評価落札方式の運用ガイドライン（中部地方整備局）」（以下、「本運用ガイドライン」と言う）を定め、その時々々の社会情勢や総合評価落札方式の課題に対応し、必要な見直しを実施してきた。今回はその変遷及び、次期ガイドライン改定に向けた検討状況について報告する。

2. 全国的な総合評価落札方式の変遷

総合評価落札方式は、関連する公共調達制度と一体となって、建設業界やそれを取り巻く社会情勢の変化に応じて変化しており、平成26年6月の品確法改正時には、「現在及び将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保の促進」に関する基本理念が追加され、多様な入札制度の導入・活用を選択することが示された。令和元年6月には、新・担い手3法として関連法令と合わせ改正品確法

が公布・施行され、「働き方改革の推進」・「生産性向上への取り組み」・「災害時の緊急対応強化」として公共工事の発注者・受注者の基本的な責務が定められた。

このように、総合評価落札方式を取り巻く環境は、社会情勢の変化に応じて大きく変化しており、国民にとって最良な調達を目指す観点から、絶えずその調達結果等を監視・評価し、必要に応じて継続的な方式の見直しを図る必要がある。

3. 本運用ガイドラインの変遷

以下に中部地方整備局における独自の取り組みについて報告する。

(1) 不調不落の多発

同局発注工事（港湾空港関係除く）で、令和元年度に、技術者不足を主な原因として、前年度に比べ不調不落件数が大幅に増加した。（図-1 参照）

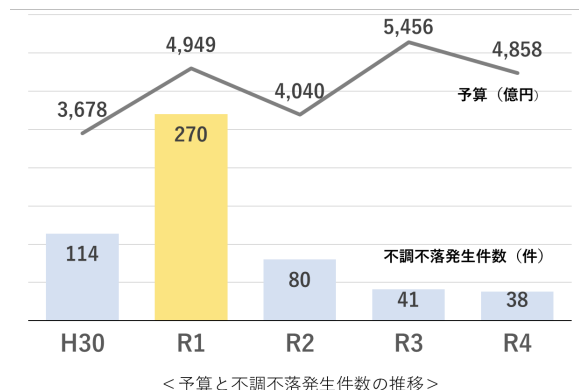


図-1 不調不落発生件数の推移

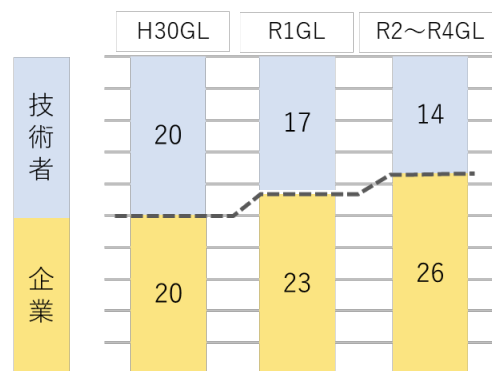
(2) 配点割合の見直し

そこで、不調不落等の対策として、若手技術者等の参画を容易にすることで、より多くの企業の入札参加を促進する本運用ガイドラインの改定を行った。

改定前は、企業に蓄積する技術力、工事の支援体制等が重要である一方、監理技術者の能力

も重要であることから、「企業の能力等」と「技術者の能力等」の配点割合を同点としていた。

改定後は、企業が持つ総合的な技術力を活用しながら技術者をサポートし、担い手育成や品質向上を推進させるため、「企業の能力等」の配点割合を高く設定した。それによって、多くの技術者が活躍できる環境を整え、若手技術者等の参画を容易にすることで、より多くの企業の入札参加を促進した。（図-2 参照）



※施工能力評価型Ⅰ・Ⅱ型（分任官）の配点例

図-2 「企業の能力等」「技術者の能力等」配点割合の推移

「技術者の能力等」では、施工実績として申請した工事における役職（監理（主任）技術者、現場代理人）による加点を廃止し、同種工事や工事成績のみの評価から、安全対策や新技術の実績についても加点評価することとした。それにより、多くの建設技術者が活躍できる環境を整えた。（図-3 参照）

H28	総合評価対象					
	技術者(20)					
	企業(20)	同種(7)	役職(1) ※1	工事成績(8)	CPD(1)	優良表彰(4)
	※1 監理(主任)技術者: +1点、現場代理人: +0.5点					
H30	総合評価対象					
	技術者(20)					
	企業(20)	同種(7)	役職(1) ※2	工事成績(8)	CPD(1)	優良表彰(4)
	※2 監理(主任)技術者、現場代理人: +1点					
R1	総合評価対象					
	技術者(17)					
	企業(23)	同種(4)	工事成績(4)	安全対策(4)	CPD(2)	新技術 優良表彰 (最大3点)

図-3 配点割合の変遷（施工能力評価型Ⅰ型）

	同等評価	企業配点割合高	
	企業=技術者	企業>技術者	企業のみ
H30GL	S型Ⅰ型Ⅱ型		
R1GL		S型Ⅰ型Ⅱ型 チャレンジ型	
R2～R4GL		S型Ⅰ型Ⅱ型 チャレンジ型	企業能力評価型

図-4 各発注方式における配点割合の変遷

(3)新たな発注方式

令和元年度の本運用ガイドライン改定では、地域に精通し技術力のある企業であっても、近年、同局直轄工事の受注実績がないことから、工事への参画ができない企業向けに新たな発注方式として「チャレンジ型」を新設した。本発注方式は、他方式と異なり、地方整備局等発注と、都道府県・政令市及びその関係機関の施工実績を同等評価とすることとしている。

さらに、令和2年度の本運用ガイドライン改定では、コロナ禍における「新しい生活様式」及び「働き方改革」の推進として、技術的難易度の低い工事等において、評価項目のうち、「技術者の能力」の加算点を設定しない「企業能力評価型」を新設した。応札者の技術資料の作成及び発注者の技術資料審査の負担軽減を図るものである。

本発注方式は、「技術者の能力等」の加算点を設定せず、監理技術者等の要件をみたせば参加資格を有するとし、「企業の能力等」のみを評価することとしている。

以上のとおり、本運用ガイドラインは、公共工事としての品質を確保しつつ、その時の社会情勢や工事の性格、地域の実情を踏まえた工事調達ができるよう、様々な発注方式を設定している。（図-4 参照）

4. 結果と分析

(1)不調不落の推移

前述の試行により令和元年度以降不調不落件数が減少傾向となった。令和4年度の発生件数は令和元年度の14%程度である38件に留めることができています。

(2)期待される効果

「チャレンジ型」及び「企業能力評価型」においては、新たな担い手確保に加え、災害時の緊急対応力強化として地域の守り手の企業の拡大につながることも引き続き期待している。

(3)次回改定に向けての検討

近年の改定では、新たな担い手確保のため、企業及び技術者の能力の評価配点の見直しを行っているが、品質確保の観点から、企業だけでなく、監理技術者の能力も重要である。

不調不落がある程度落ち着いてきた昨今においては、企業及び技術者の能力の配点を見直すことについて検討していく必要がある。

5. おわりに

本運用ガイドラインは、最新の知見に基づき、工事の発注方式、評価項目、評価点、試行

等の様々な取組についてとりまとめたものである。次期ガイドラインにおいても、今回紹介した試行以外にも、社会情勢や地域の実情に応じた改定を行う予定である。

今後、中部地方整備局では、既存の運用についても、P（計画）、D（実施）、C（評価）、A（対応）サイクルを確実に回しながら、管内の工事発注状況や履行状況、建設業界からの意見を鑑みつつ、本ガイドラインについて、不断の改善を重ねる所存である。

謝辞：本稿を作成するにあたり、助言等多大なご協力をいただきました関係者の皆様に感謝いたします。